

No.	22	分類	2-(2)-イ	資料名	知りたいな、子どもの権利条約	学年	6年	領域	総合的な学習の時間
-----	----	----	---------	-----	----------------	----	----	----	-----------

1 ねらい

- 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」成立の背景やその内容などについて知り、子どもは人として保護され尊重される存在であることを理解する。

2 活用上の留意点

- 今日なお、世界にはさまざまな困難な状況をかかえる子どもたちがいることを認識させる。
- 経済的に豊かな国であっても、子どもの権利が守られていない状況があることを認識させる。

3 掲載資料に関する参考事項

- **児童の権利に関する条約について（資料提供：日本ユニセフ協会）**

【成立の過程】

「児童の権利に関する条約」は、「児童」（18歳未満の者）の権利について定められた国際条約で前文と本文54条からなっている。1959年の「児童の権利に関する宣言」から30年、1989年11月の国連総会で満場一致で採択され、その翌年発効した。日本は1994年4月に批准、5月22日に発効した。2013年現在の締結国は、193か国で、世界で最も多くの国が賛同し守ることを約束している条約である。

また、条約の内容を追加・補強するものとして、3つの「選択議定書」が採択された。そのなかの、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書」（2002年1月発効）と「武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書」（2002年2月発効）について、日本政府はそれぞれ、2005年1月、2004年8月に批准している。

【児童の権利に関する条約の4つの柱】

① 生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、すこやかに成長する権利をもっている。病気やけがをしたら、適切な治療を受けられなければならない。

② 守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければならない。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利をもっている。

③ 育つ権利

子どもたちには教育を受ける権利がある。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得て、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要である。

④ 参加する権利

子どもたちには、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができる。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務がある。

- **世界の子どもたちをとりまく問題（《 》内は児童の権利に関する条約の関係条文）**

【兵士にされる子どもたち】《第38条》

現在約25万人の子どもたちが兵士として利用されているといわれる。親を失った子どもが、武装組織に拉致されることもある。（日本ユニセフ協会資料から）

【学べない子どもたち】《第28条》

中等教育の就学率は、先進工業国が男子90%、女子92%であるのに対し、後発開発途上国では男子31%、女子25%となっている。（「世界子供白書2012」から）

【働かされる子どもたち】《第32条》

労働に従事する5～17歳の子どもは、世界で2億1,500万人に上り、そのうち1億1,500万人は危険な労働に従事していると推計されている。子どもたちは、屑拾いや靴磨き、露店での給仕、路上でのたばこ売り、また家庭や工場で働くなどしている。（日本ユニセフ協会資料から）

【命を失う子どもたち】《第24条》

飢餓や感染症により、多くの子どもたちが命を失っている。

■ 2010年の5歳未満児死亡率（出生1000人あたりの死亡数）

【ヨーロッパ】 ウクライナ…13 ロシア連邦…12 スイス…5 ドイツ…4 ノルウェー…3 アイスランド…2	【アフリカ】 ソマリア…180 アンゴラ…161 ギニア…130 スーダン…103 （※2011年独立の南スーダンとの合計値） ケニア…85 ボツワナ…48	【アジア・オセアニア】 アフガニスタン…149 インド…63 インドネシア…35 モンゴル…32 ベトナム…23 中国…18 トルコ…18 タイ…13 オーストラリア…5 日本…3	【北アメリカ】 メキシコ…17 米国…8
			【南アメリカ】 ボリビア…54 ブラジル…19 ペルー…19 アルゼンチン…14

（「世界子供白書2012」から）

4 展開例

【導入】 世界の子どもたちは今。

<ねらい>
世界の子どもたちの置かれている状況を理解する。

<活動>
・世界において（とりわけ後発開発途上国において）生じている子どもをとりまく問題について考える。

【研究課題・活動課題の例】

- ・写真や資料を見て感じたことを発表しよう。
- ・世界の子どもたちの人権課題について調べてみよう。

【展開1】 調べてみよう、「児童の権利に関する条約」

<ねらい>
「児童の権利に関する条約」成立の経緯や内容について理解する。

<活動>
・「児童の権利に関する条約」が作られた経緯を調べる。
・資料8ページの写真及び図と各条文との関連について考える。

※関連について
第24条…乳幼児死亡率世界地図
第28条…マラウイの写真
第32条…インドネシアの写真
第38条…レバノンの写真

・この他に、「児童の権利に関する条約」にはどのような条文があるか調べる。

【研究課題・活動課題の例】

- ・「児童の権利に関する条約」が生まれた背景や時期について調べよう。
 - ・「児童の権利に関する条約」の内容について調べよう。
- 【参考】
日本ユニセフ協会
『子どもと先生の広場 子ども権利条約について』
<http://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/index.htm>

【展開2】 自分たちの暮らしを見つめてみよう。

<ねらい>
経済的に豊かな先進国にあっても、子どもたちの権利が守られていない状況があることを認識する。

<活動>
・自分たちの身の回りに子どもたちの権利が守られていない状況がないか調べる。

【研究課題・活動課題の例】

- ・私たちの身の回りで、子どもたちの権利が守られていない事例を調べてみましょう。

5 参考

- 「『児童の権利に関する条約』について」（抜粋）（平成6年5月20日 文部事務次官通知）
 - ・ 学校におけるいじめや校内暴力は児童生徒等の心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、本条約の趣旨を踏まえ、学校は、家庭や地域社会との緊密な連携の下に、真剣な取組の推進に努めること。
 - ・ 体罰は、学校教育法第11条により厳に禁止されているものであり、体罰禁止の徹底に一層努める必要があること。